

平成 23 年度決算及び平成 24 年度決算審査の概要

— 5 年ぶりに常会会期中に議了 —

決算委員会調査室 本島 裕三

参議院は、決算審査を重視し、審査結果を翌年度の予算編成に反映できるよう、決算が国会に提出された翌年の常会会期中に議了することを目標としてきた。しかしながら、近年は決算審査が遅れ、平成 24 年 11 月に国会提出された平成 23 年度決算は、翌年の第 183 通常国会の会期が終盤にさしかかる 25 年 5 月 24 日に審査が開始され、継続審査となった後の第 185 臨時国会でも、決算委員会で全般質疑を行うにとどまった。そこで、26 年 1 月に召集された第 186 通常国会においては、平成 23 年度決算に係る省庁別審査等は 25 年 11 月に国会提出された平成 24 年度決算と 2 か年度分一括で行い、これまでの審査の遅れを取り戻すとともに、平成 24 年度決算については、5 年度ぶりに当初の目標である提出翌年の常会会期中の決算議了を果たすこととなった（図表 1）。

本稿では、参議院決算委員会における平成 23 年度決算及び平成 24 年度決算審査の概要を紹介したい。

図表 1 参議院における決算の議決（過去 10 年度分）

決算年度	国会提出日	議決年月日	
		決算委員会	本会議
平成 15 年度	16 年 11 月 19 日	17 年 6 月 7 日 是認	17 年 6 月 8 日 是認
16 年度	18 年 1 月 20 日	18 年 6 月 7 日 是認	18 年 6 月 9 日 是認
17 年度	18 年 11 月 21 日	19 年 6 月 11 日 是認	19 年 6 月 13 日 是認
18 年度	19 年 11 月 20 日	20 年 6 月 10 日 否認	20 年 6 月 11 日 否認
19 年度	20 年 11 月 21 日	21 年 6 月 29 日 否認	21 年 7 月 1 日 否認
20 年度	21 年 11 月 24 日	23 年 2 月 14 日 是認	23 年 2 月 16 日 是認
21 年度	22 年 11 月 19 日	23 年 12 月 7 日 否認	23 年 12 月 9 日 否認
22 年度	23 年 11 月 22 日	25 年 5 月 20 日 是認	25 年 5 月 22 日 是認
23 年度	24 年 11 月 16 日	26 年 6 月 9 日 是認	26 年 6 月 11 日 是認
24 年度	25 年 11 月 19 日		

1. 平成 23 年度決算及び平成 24 年度決算の審査経過

平成 23 年度決算は、24 年 11 月 16 日に、会計検査院の平成 23 年度決算検査報告と共に国会に提出された。しかし、参議院では、政治的背景等により、23 年 11 月に提出された平成 22 年度決算の審査議了が 25 年 5 月 22 日となり、平成 23 年度決算の審査開始は、25 年 5 月 24 日の本会議での概要報告聴取及び質疑からとなった。

同決算は、本会議終了後直ちに決算委員会に付託され、同日、麻生財務大臣から決算の概要説明を、河戸会計検査院長職務代行検査官から決算検査報告の概要説明をそれぞれ聴

取したが、25年6月26日までの会期に審査は行われなかった。安倍内閣総理大臣以下全大臣の出席を得ての全般質疑は、第185臨時国会の25年11月25日となった。他方、全般質疑が行われる直前の11月19日には、平成24年度決算が平成24年度決算検査報告と共に国会に提出され、参議院においては、平成23年度決算及び平成24年度決算の2年度分が議了されない状況となった。そこで、与野党間で協議し、決算審査の遅れを取り戻すべく、平成23年度決算の省庁別審査以降の審査を平成24年度決算と一括¹して行うこと、平成24年度決算の全般質疑を両年度決算の省庁別審査に先行して行うことが合意された。

平成24年度決算は、26年3月28日に本会議における報告及び質疑が行われた後、決算委員会に付託された。同日の委員会において麻生財務大臣から決算の概要説明を、河戸会計検査院長から決算検査報告の概要説明をそれぞれ聴取し、3月31日には、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の全般質疑が行われた。

その後、平成23年度決算及び平成24年度決算を一括して、4月7日、14日、21日、28日、5月12日及び19日の計6回の省庁別審査、5月26日に麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月9日に安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下で締めくくり総括質疑を行い、同日に討論及び採決を行うことによって、その審査を終えた。

そして、6月11日の本会議で、金子原二郎決算委員長から平成23年度決算及び平成24年度決算に係る審査の報告を受けて、いずれも是認することに決した（図表2）。

図表2 平成23年度決算及び平成24年度決算の審査経過

	平成23年度決算	平成24年度決算
国会提出	平成24年11月16日 (第181回国会)	平成25年11月19日 (第185回国会)
概要報告・質疑(本会議)	平成25年5月24日 (第183回国会)	平成26年3月28日 (第186回国会)
概要説明聴取(決算委員会)		
全般質疑(決算委員会)	平成25年11月25日 (第185回国会)	平成26年3月31日 (第186回国会)
この後、両年度を一括して審査		
省庁別審査(決算委員会)	平成26年4月7日～5月19日(第186回国会)	
准総括質疑(決算委員会)	平成26年5月26日(第186回国会)	
締めくくり総括質疑・議決 (決算委員会)	平成26年6月9日(第186回国会)	
議決(本会議)	平成26年6月11日(第186回国会)	

2. 決算委員会における質疑の概要

ここでは、参議院決算委員会において、平成23年度決算及び平成24年度決算の質疑で取り上げられた広範多岐にわたる問題のうち、「内閣に対する警告」に結びついた議論を紹介する。

(1) 平成 23 年度及び 24 年度決算検査報告における多額の指摘金額等

会計検査院が提出した平成 23 年度決算検査報告においては、不当事項等の指摘件数が 491 件に上り、指摘金額は 5,296 億円と 21 年度に次いで過去二番目の多額となった。また、平成 24 年度決算検査報告においても、指摘件数が 630 件に上り、指摘金額は 4,907 億円と多額であった。

委員会では、多額に上る指摘金額の原因と改善策等についてただされた。これに対し、安倍内閣総理大臣からは、数多くの不当事項等の指摘を受けたことは誠に遺憾であり、会計法令等に対する認識や事務事業の実施に関する見通しなどが十分でなかったことなどによるものと考えられ、あらゆる機会をとらえて、予算執行の適正化、内部監査の徹底、職員への研修指導の徹底等に努め、行政に対する国民の信頼を取り戻すための取組を進めるなどの答弁があった²。

(2) 政府開発援助事業における外国公務員への不正な資金提供

政府開発援助（ODA）事業において、平成 20 年に発生した贈収賄事件を契機に外務省が不正腐敗の再発防止策を講じたところであったが、今般、ベトナム、インドネシア、ウズベキスタンにおいて、ODA 事業を受注した企業による外国公務員への不正な資金提供事案が発生した。

委員会では、本不正事案の実態解明の状況や ODA 事業における不正再発防止策等についてただされた。これに対し、岸田外務大臣から、本不正事案の実態解明に向けて、当該企業からの聞き取り調査を実施したことや関係相手国政府に事実関係確認への協力の申入れを行ったこと、さらに、関係相手国政府とは、それぞれ不正防止のための協議会開催等を行うなどの再発防止に向けた取組をしており、さらに再発防止のための上乘せの策が必要か検討しなければならないとの答弁があった³。

(3) 大学等研究機関の公的研究費に係る不適正な会計経理

平成 23 年度決算検査報告及び平成 24 年度決算検査報告において、国等が補助金等を支出している大学等研究機関における公的研究費について、預け金やプール金等の不適正な会計経理が指摘された。過去、本委員会はこの問題について、「平成 17 年度決算審査措置要求決議」において是正を促し、文部科学省は平成 19 年に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を定めた。しかしながら、依然として、公的研究費に係る不適正な会計経理が後を絶たず、参議院は、平成 22 年度決算の「内閣に対する警告」において更なる是正を促し、同省は、平成 26 年 4 月に同ガイドラインを改正した。

委員会では、これまでの不正防止策に対する評価、同ガイドラインの改正点などについてただされた。これに対し、下村文部科学大臣から同ガイドラインの改正について、研究者や事務職員等に対するコンプライアンス教育の受講義務化や受講管理を徹底すること、不正を行った研究者に対して氏名を含む調査結果の公表の徹底を行うなどの不正の事前防止に取り組むとともに、組織の管理責任の明確化の観点から、内部統制のためのコンプライアンス推進責任者設置の義務付け、不正事案の迅速な全容解明のための調査期限の設

定、体制整備の不備や調査結果の報告遅延に対する間接経費の削減措置などを研究機関に要請する事項等を新たに定めたところであり、今後、改正ガイドラインに基づいた取組を各組織において着実に実施するよう促したいとの答弁があった⁴。

（４）厚生労働省の短期集中特別訓練事業の業務委託に係る企画競争の不適切な手続

厚生労働省が行った短期集中特別訓練事業の業務委託に係る 20 億円の企画競争において、同省が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、当該事業の仕様書案を公示前に提示し、説明していたこと、また、適切な修正手続を経ずにウェブサイトにおける公示内容を変更していたことなど、契約の透明性及び公平性に疑念が生じる事態があったことが報道⁵等によって、明らかになった。

委員会では、このような事態が発生した原因、不祥事を受けての同省の組織の見直し・人事の在り方等についてただされた。これに対し、田村厚生労働大臣からは、予算執行全般に関するガバナンス体制の総チェック、総点検を行い、再発防止をしっかりとしたい旨の答弁があった⁶。

（５）高速道路における跨道橋等の点検の不備と社会資本の老朽化

6 高速道路会社（東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神の各高速道路（株））が管理する高速道路に、一般道路からの流出入に必要な高速連絡橋（6 高速道路会社の管理）及び立体交差によって既存の道路等を付け替えた際に建設された跨道（こどう）橋（国及び地方公共団体の管理）の点検等の不備が多数あることが明らかになった。会計検査院が全ての高速連絡橋 897 橋及び全ての跨道橋 4,484 橋の管理状況等について検査したところ、①耐震性能の検討を行っていない高速連絡橋が 13 橋、②管理協定が締結されていない跨道橋が 350 橋、③点検を全く実施していない跨道橋が 635 橋、点検を実施しているか不明な跨道橋が 548 橋、④コンクリート片等剥落対策がとられていない供用開始後 30 年以上の跨道橋が 968 橋あるなどの事態が明らかになり、平成 24 年度決算検査報告において指摘されるに至った。

委員会では、この指摘とともに、高速道路施設の維持管理の現状、防災・減災、老朽化対策等がただされた。これに対し、太田国土交通大臣から、高速道路の跨道橋の点検の頻度に今まで決まりはなかったが、これからは、5 年に 1 回は近接目視を行いたい。また、首都高速道路は建設から 50 年経過していることから、弱点部分を総点検した上で、緊急の修繕を行っている。全体として約 6,300 億円の更新作業が必要と試算しており、段階に応じた対応をしなければならないなどの答弁があった⁷。

（６）独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の北陸新幹線建設工事をめぐる入札談合

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が平成 23 年 10 月以降に発注した北陸新幹線建設工事において、同機構幹部が入札前に業者側に未公表の予定価格を漏えいしていたことが公正取引委員会に入札談合等関与行為と認定され、関係者が検察庁に起訴された。

委員会では、同機構が自ら行う信頼回復の取組や、公正取引委員会が不正入札と認定した工事の平均落札率が、認定されなかった工事に比べ高止まりをしていたことを踏まえ、同機構予算の効率的な執行等などについてただされた。これに対し、石川理事長から、公共事業費や地方の負担金などの公的資金が投入されている整備新幹線の建設に当たり、関係法令などのルールを守るとともに、機構の有する技術力を活用したコスト縮減などの努力を重ねて、整備新幹線を建設し、信頼の回復に努めたいとの答弁があった⁸。

(7) 北海道旅客鉄道株式会社のずさんな安全管理体制

平成 23 年 5 月に石勝線で特急列車がトンネル内で脱線・炎上する事故が発生して以降、北海道旅客鉄道株式会社（JR 北海道）では事故や不祥事が続発した。また、25 年 9 月に発生した函館本線での貨物列車脱線事故を契機に、レール幅が基準値を大幅を超えても補修せず、検査データも改ざんして報告するなどの安全に対する意識の低さが全社的に長年広がっていたことが明らかとなった。また、本脱線事故について、26 年 2 月、国土交通省及び運輸安全委員会は、鉄道事業法等に違反するとして JR 北海道を刑事告発した。

委員会では、脱線事故が続いた原因、安全確保に関する業務の外注化の影響、同社に合理化・効率化を求めてきた国の責任等についてただされた。これに対し、太田国土交通大臣から、JR 北海道には様々な問題があり、相当厳しく言い続けてきた。JR 北海道が安全で、安心して乗ってもらえて初めて北海道は発展すると思っており、そこまで、国は、しっかり目を届かせていきたい。安全を守ることに、国は責任を持っている旨の答弁があった⁹。

3. 平成 23 年度決算及び平成 24 年度決算の審査結果

(1) 決算の是認

平成 23 年度決算及び平成 24 年度決算は、前述のとおり、26 年 6 月 9 日の参議院決算委員会で採決が行われ、その結果、いずれも多数をもって是認すべきものとされ、また、全会一致をもって「内閣に対する警告」を議決した。これを受けて、6 月 11 日の参議院本会議においても、委員会と同様、いずれも多数をもって是認することとし、全会一致をもって「内閣に対する警告」が議決された。

なお、決算委員会は、6 月 9 日に両年度の決算審査を踏まえ、「内閣に対する警告」に加えて、「平成 23 年度決算及び平成 24 年度決算審査措置要求決議」を議決したほか、会計検査院に対して検査の要請を行った。

(2) 決算に対する各会派の賛否及び意見

平成 23 年度決算は、当時の民主党政権で編成された当初予算に加え、東日本大震災からの復旧・復興等のために、4 次にわたり編成された補正予算の執行実績である。平成 24 年度決算は、民主党政権で編成された当初予算と、24 年 12 月の衆議院議員総選挙による政権交代を受けて発足した自由民主党及び公明党の連立政権である安倍内閣が編成した補正予算を加えた執行実績である。

平成 23 年度決算及び平成 24 年度決算の採決において、自由民主党、公明党が両年度の決算の是認に賛成、民主党・新緑風会は平成 23 年度決算の是認に賛成、平成 24 年度決算の是認に反対、日本維新の会・結いの党、みんなの党、日本共産党、社会民主党・護憲連合は両年度決算とも是認に反対した。参議院決算委員会における討論において各会派から述べられた意見は、おおむね次のとおりである¹⁰。

民主党・新緑風会は、自らが編成し、執行した平成 23 年度決算の是認には賛成したが、平成 24 年度決算の是認には反対した。平成 24 年度決算は、当初予算こそ民主党政権野田内閣の下で編成、成立したが、政権交代後、安倍内閣が編成した補正予算は、巨額の旧来型の公共事業が盛り込まれた古い時代の自民党予算そのものであり、我が国の経済成長力を高めることができなかつたばかりか、資材費等の高騰を招くなど、震災復興にも負の影響を与えたためであると指摘した。

日本共産党は、平成 23 年度決算及び平成 24 年度決算の両方の是認に反対した。平成 23 年度決算については、新成長戦略に基づく大企業、大資産家への約 2 兆円もの減税、高速道路や巨大港湾など大型開発の温存を行う一方で、年金、児童扶養手当の引下げなど、自公政権と同様に社会保障を切り捨てるものとし、補正予算についても、東京電力の債務超過を避けるための予算や被災地とは全く関係のない地域での復興予算の使用などの問題点を指摘した。平成 24 年度決算については、税と社会保障の一体改革による消費税増税、社会保障の切捨て路線を進めるものと位置付けており、政権交代後に編成された補正予算は、旧来の大企業支援策と、国土強靱化の名の下で国債増発による公共事業が大規模に復活したと指摘した。

社会民主党・護憲連合も、平成 23 年度決算及び平成 24 年度決算の両方の是認に反対した。平成 23 年度決算に対しては、予算編成には連立政権の与党として参加したものの、厳しい財政事情から予算執行の効率化、適正化が求められている中、平成 23 年度決算検査報告において掲げ件数 513 件、指摘金額が過去二番目に多い 5,296 億円となったことや、民主党政権の基本的理念であった「国民の生活が第一」の路線からかい離し、法人税 5% 減税、成年扶養控除の縮減、国民健康保険料の負担増、沖縄の基地関連事業などが強行され、全体として新自由主義的回帰を志向したものになっており、平成 24 年度決算についても、前年度にも増して「国民の生活が第一」という民主党政権の基本的理念から逸脱していると指摘した。

(3) 内閣に対する警告

決算に関する参議院の議決を構成する要素である「内閣に対する警告」は、政府の事務事業等における不当・不適正な事象で政府が非を認めているもの、不作為やずさんな実施等により非効率な予算執行が生じた事象等に対し、国会の立場から遺憾の意を込めて内閣に警告を発するものである。この「内閣に対する警告」は、全ての会派の合意に基づいて案文を作成するのを例としており、今回の議決も、決算是認の賛否にかかわらず、全会派が賛成している。平成 26 年 6 月 11 日の参議院本会議において、平成 23 年度決算及び平成 24 年度決算に関して議決した「内閣に対する警告」の項目は、図表 3 のとおりである¹¹。

図表3 内閣に対する警告の項目

1. 平成23年度及び24年度決算検査報告における多額の指摘金額等
2. 政府開発援助事業における外国公務員への不正な資金提供
3. 大学等研究機関の公的研究費に係る不適正な会計経理
4. 厚生労働省の短期集中特別訓練事業の業務委託に係る企画競争の不適切な手続
5. 高速道路における跨道橋等の点検の不備と社会資本の老朽化
6. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の北陸新幹線建設工事をめぐる入札談合
7. 北海道旅客鉄道株式会社のずさんな安全管理体制

この警告に対し、安倍内閣総理大臣は、同じ参議院本会議において、「7項目にわたる御指摘を受けましたことは誠に遺憾であります。これらの御決議の内容は、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えており、御決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような御指摘を受けることのないよう改善、指導してまいります」と所信を述べている¹²。

(4) 平成23年度決算及び平成24年度決算審査措置要求決議

参議院決算委員会における「措置要求決議」とは、「内閣に対する警告」の対象となるほどの事象ではないが、決算的観点から行政の制度や実施面での改善が必要な場合や、「内閣に対する警告」の対象となるような不正や無駄が生ずる背景に、制度上や事業実施の枠組みの問題がある場合に改善を求めるものである。この「措置要求決議」は「内閣に対する警告」同様、全ての会派の合意に基づいて案文を作成するのを例としており、今回の議決も、決算是認の賛否にかかわらず、全会派が賛成している。平成26年6月9日の決算委員会において、平成23年度決算及び平成24年度決算の審査における議論を踏まえて議決した「措置要求決議」の項目は、図表4のとおりである¹³。

図表4 平成23年度決算及び平成24年度決算審査措置要求決議の項目

1. 国庫補助金等により造成された基金の見直し
2. 独立行政法人における保有資産の規模の見直し等
3. 東日本大震災の被災市町村における職員不足の解消
4. 独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける日常スポーツ活動助成事業の不適切な運用
5. 厚生労働省の研究機関等における重要物品の不適切な管理
6. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備された施設の利活用の適正化
7. 貿易再保険特別会計における政府開発援助の債権放棄による損失額の処理方策
8. 独立行政法人都市再生機構の組織及び業務の見直し
9. 東日本大震災の復旧・復興事業に係る入札不調及び工事の遅延への対策
10. 洪水ハザードマップ等の有効活用による防災・減災対策
11. 有償援助による役務の調達に係る受領検査及び前払金の精算の速やかな実施等

(5) 会計検査院への検査要請

参議院決算委員会は、決算審査において行政の制度や仕組みに関して指摘された問題のうち、実態が明らかでないものについて、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対して会計検査の要請を行い、その検査結果を後年度の決算審査で活用している。

今般、決算委員会は、平成23年度決算及び平成24年度決算の審査を踏まえ、26年6月9日、年金記録問題に関する日本年金機構等の取組について、会計検査院に検査の要請を行った¹⁴。

4. 決算審査をめぐる今後の課題

(1) 決算審査の迅速化に向けた取組

決算審査の日程は、各会派の合意に基づいて決定されるため、様々な政治情勢の影響を受ける。国会では、政策における見解の深刻な相違が生じたり、大きな不祥事等が発覚するなどした場合、各議院において、審議日程を含めて与野党の協議が調わないような状況に陥り、その運営が困難となることがあり、法案等の審議は停滞しがちとなる。

政府・与党は、内閣提出の法律案等の成立を図ることを優先するため、法案等の審議が著しく停滞した場合、決算審査のために内閣総理大臣以下各大臣の日程を確保することが難しくなるが、参議院においては、決算審査について、翌年度以降の予算編成に向けて、過去の財政処理を議論する場であるとの認識を与野党で共有し、早期議了の実現に向けて与野党が協調し、積極的に決算審査の日程が確保されてきた。しかし、近年は、政治的背景や、東日本大震災という未曾有の大災害が発生した影響等もあり、決算が提出された翌年の常会中にその審査を終えるという目標が達成できない状況が続いていた。

平成26年3月31日の決算委員会の冒頭、金子原二郎委員長は、決算審査が遅れている現状を捉え、安倍内閣総理大臣に対し、迅速な決算審査への協力を要請した。これに対し、安倍内閣総理大臣は、国会における決算の審議は、執行された予算が所期の目的を果たしているか等について審議し、予算へと反映させていくものであり、極めて重要なものと認識しており、政府として、参議院における決算審議に当たり最大限協力したいと述べた¹⁵。

その後、参議院における平成23年度決算及び平成24年度決算の審査は、第186通常国会中に議了した。2か年度一括の審査という異例なものではあったが、平成24年度決算においては、5年ぶりに常会会期中の議了を実現した。次年度以降の予算編成に資するべく、今後とも与野党が協調して決算審査の迅速化を図ることが求められる。

(2) 決算審査の充実

決算審査は、その結果を次年度以降の予算編成に反映させることにより、継続的な行財政監視機能を発揮するものと考えられる。「内閣に対する警告」や「措置要求決議」は、与野党協調の下に政府の行財政運営に対し具体的な指摘を加えるものであるが、安定的かつ継続的に行われることが必要である。そして、これらの決議の基盤となるものが、決算委員会における質疑である。

平成23年度決算及び平成24年度決算における質疑においては、集団的自衛権に関する

憲法解釈問題やNHK会長の発言に関する問題等、安倍政権の政策や方針に関する質疑が多くみられた。そもそも、決算審査における質疑は、過去の行財政処理の問題を指摘し、翌年以降の予算編成に反映させることを目的とすると理解され、現政権がリアルタイムに行っている、または、行おうとしている政策や方針を議論の対象とすることは、一見、決算とは関わりがなく、前記の目的に資するものではないとの指摘もある。

一方で、決算委員会においては、質疑内容についての一般的な制限はなされていない。これは、委員の質疑権尊重の下、過去の決算上の問題解決に向けた政策の評価や見直し、行政改革の在り方をめぐる論点など、一概に決算に関わりがないとは言えない問題もあるためと考えられるが、参議院においては、長年にわたり、決算審査の充実に向けて、超党派で努力が積み重ねられ、政府に対しても早期議了の実現に向けて協力を求めてきた経緯がある。決算審査を一層実効あるものにするためには、質疑において、時事的なトピックスを取り上げる場合においても、決算や行財政処理の問題点と何らかの接点を持たせるような工夫が求められよう。

会計検査院の決算検査報告や総務省の行政評価、財務省の予算執行調査、各省庁が行っている政策評価、内閣府の行政事業レビュー等、近年、国の政策や事業を評価する仕組みも充実しつつある。これらの資料を一層活用しながら、内閣に対して警告すべきもの、改善の措置を要求すべきもの、または会計検査院に対して検査を要請すべきものを決算審査において見いだしていくことこそ、求められる決算審査の在り方ではなかろうか。

(もとしま ゆうぞう)

¹ 参議院において、2か年度分の決算を一括して審査した例として、平成11年度決算及び平成12年度決算などがある。

² 第185回国会参議院決算委員会会議録第1号38頁(平25.11.25)、第186回国会参議院決算委員会会議録第2号2～3頁、同17～18頁、同36～37頁(平26.3.31)

³ 第186回国会参議院決算委員会会議録第7号7～9頁、同27～28頁(平26.5.12)

⁴ 第186回国会参議院決算委員会会議録第3号19～20頁、同26～27頁、同39～40頁(平26.4.7)

⁵ 『朝日新聞』(平26.3.6)

⁶ 第186回国会参議院決算委員会会議録第3号5～9頁(平26.4.7)

⁷ 第186回国会参議院決算委員会会議録第2号4頁、同10～11頁(平26.3.31)

⁸ 第186回国会参議院決算委員会会議録第5号4～5頁(平26.4.21)

⁹ 第186回国会参議院決算委員会会議録第5号29～32頁(平24.4.21)

¹⁰ 討論の全文については、第186回国会参議院決算委員会会議録第10号49～50頁(平26.6.9)を参照。なお、決算委員の割当てがある会派のうち、自由民主党、公明党、日本維新の会・結いの党、みんなの党は、討論において意見を述べていない。

¹¹ 内閣に対する警告の内容については、第186回国会参議院本会議録第30号(平26.6.11)を参照。

¹² 第186回国会参議院本会議録第30号(平26.6.11)

¹³ 平成22年度決算審査措置要求決議の内容については、第186回国会参議院決算委員会会議録第10号51～54頁(平26.6.9)を参照。

¹⁴ 検査要請の内容については、第186回国会参議院決算委員会会議録第10号54頁(平26.6.9)を参照。

¹⁵ 第186回国会参議院決算委員会会議録第2号2頁(平26.3.31)